

須恵町立須恵中学校 いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許すことができない行為であり、生徒の命にも関わる重大な問題である。そのような認識のもと、どの生徒、どの学級、どの学年、どの部活動でも起こりうるという危機意識をもって生徒の指導にあたることが重要である。

また、いじめを生まない教育活動の充実を図ることはもちろんのこと、早期発見の手だてを意図的・計画的に行うとともに、いじめが発見されたときには「いじめられている生徒を最後まで絶対に守り抜く」という強い信念を持って対応にあたる。そのために組織的指導体制を整備するとともに、いじめ問題に関する研修を充実させる。

さらに、家庭や地域と連携し、いじめを生まない土壌づくりや未然防止の取組を行いつつ、いじめ問題を解決していく体制を整えておくことが重要であると考えます。

2 いじめの定義と態様

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って判断するものとする。

(2) いじめの態様

ア 心理的な要素が強いいじめ

- ・冷やかしかからかい ・悪口や脅し文句 ・無視や仲間外し ・恥ずかしいことや危険なことをさせられる
- ・インターネットやスマホなどでの誹謗中傷 などの心理的な圧迫

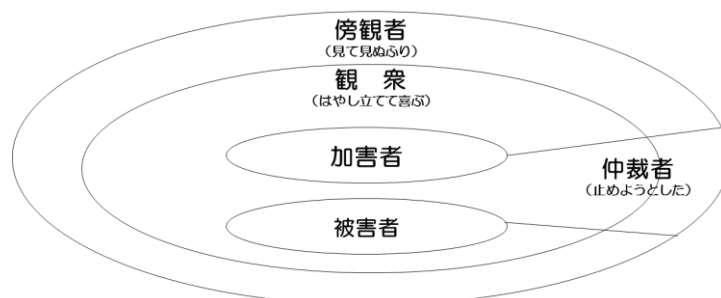
イ 物理的な要素が強いいじめ

- ・叩いたり蹴られたりぶつかったりするなどの身体的攻撃 ・金品をたかられたり盗られたりする行為
- ・所有物を壊されたり捨てられたりする行為 ・インターネットやスマホなどでの誹謗中傷 などの物理的圧迫

ウ 重大事態

- ・生命・心身・財産重大事態
- ・不登校重大事態

(3) いじめの構造



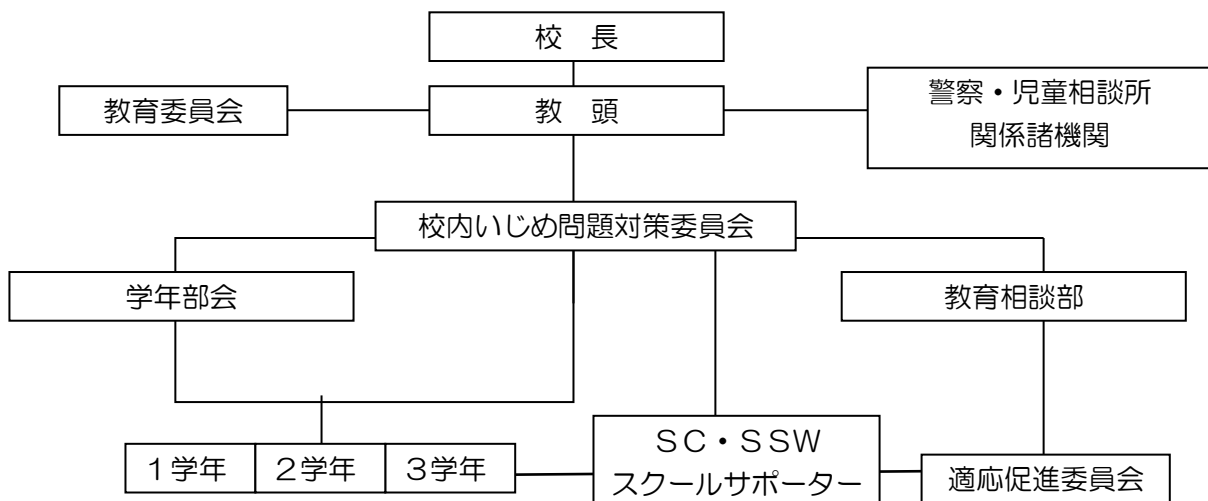
3 いじめ問題への指導体制

いじめは「絶対に許されない卑怯な行為である」、「いじめはどの子にも起こりうる」という認識のもとに、教育の目的である人格の完成に大きな影響を与える生徒間の重大な問題と捉え、いじめを生まないための教育活動の推進及びいじめの早期発見の取組の充実、さらにいじめの被害者、加害者に対しての早期対応と継続的な指導の充実を地域・家庭や関連機関と密接な連携を取りながら組織的に行っていくものとする。そのために、本校では、以下のような指導体制を組織し、いじめを生まない教育活動の推進と早期発見・早期対応の取組を組織的に推進する。

(1) 「校内いじめ問題対策委員会」の構成

校長	生徒指導主事	1学年生徒指導	S C
教頭	専任補導	2学年生徒指導	SSW
主幹教諭	養護教諭	3学年生徒指導	スクールサポーター

(2) 「校内いじめ問題対策委員会」組織図



(3) 「校内いじめ問題対策委員会」の主な役割

- 本校基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成、学校いじめの問題への取組を評価するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果をもとに、指導の改善に活かすようにする。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担うとともにいじめ事案としての判断を行う。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- 関係のある生徒への事実関係の調査、指導者支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応を行う。
- すべての生徒が授業に参加でき、自己有用感、自己存在感、自己判断ができるような授業の改善に取り組む。
- 集団づくりや人間関係づくりを効果的、計画的に実施するための計画や検証を行う。

4 未然防止の取り組み

いじめの未然防止には、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのために年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切であり、以下の通りに年間指導計画を設定する。また、些細な行為が深刻ないじめへとつながらない風土を作り出すため、日常的に「居場所づ

くり」と「絆づくり」の取り組みも大切にしたい。

そこで、いじめの未然防止のために私たち教職員がすべきことは、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりである。具体的には以下の実践を通して、いじめの未然防止を行う。

(1) 授業づくり

- ① 学習規律の徹底
 - ・生徒指導マニュアルによる学習規律（あいさつ・姿勢・発表や聞き方等）の確認
 - ・生徒会活動と連動した授業規律徹底の取組設定（3・2・1運動等）
 - ・教師と生徒との適切な距離間（言葉遣い、態度等）
- ② 積極的生徒指導の機能を生かす授業づくり
 - ・共感的人間関係、自己存在感、自己決定
- ③ キャリア能力を育む学びスタイルの日常化
 - ・「脳活タイム」「学び合い」「振り返り」の設定と質の向上
- ④ ユニバーサル・デザインの視点を取り入れた、できる喜びを実感できる授業づくり
 - ・「シンプル」「クリア」「ビジュアル」「シェア」の手立てによる個別支援の充実
- ⑤ 豊かな心を育む教育課程の編成
 - ・論語教育の実施
 - ・道徳科を要とする人権教育の充実
 - ・他者と関わる体験活動の充実

(2) つながりづくり

- ・生徒会チーム制による学校行事等の取組
- ・教職員チーム制により支援体制の充実
- ・報告、連絡、相談を確実にする共有化シート等の活用
- ・PTA、校区コミュニティにとの連携活動の実施

(3) 安心・安全な教育環境の整備

- ・生活規律の凡事徹底（あいさつ・黙働清掃・時間等）
- ・生徒会による取組（異年齢活動やボランティア活動）の充実
- ・教育相談体制の整備（やまもも・あすなろ・SC・SVSC・養護教諭）
- ・ユニバーサル・デザイン環境づくりの整備

(5) 生徒、保護者、関係機関等への啓発

- ・学校いじめ防止基本方針のホームページへの掲載
- ・入学時および各学年開始時における生徒、保護者への説明

◆年間計画◆

月	校内委員会	未然防止	早期発見	評価
4月	○学校いじめ防止基本方針の確認 ○要配慮生徒一覧作成 ○職員会議生徒確認	○子どもホットライン紹介○家庭向けリーフレット配付 (県教委作成版)	○学年会情報交換 ○家庭訪問実施 ○いじめサイン発見のための家庭用チェックリストの実施	
5月	○いじめ問題対策委員会の実施 ○須恵町要保護児童連絡協議会	○相談室の利用法の案内配付 ○SCの紹介文書と活用法の案内配付	○いじめアンケート（無記名）実施 ○SCによる教育相談	
6月	○いじめ問題対策委員会の実施 ○須恵町要保護児童連絡協議会 ○いじめ問題に関する研修会（いじめアンケート結果と対応について）	○ブロックオアシス運動	○いじめアンケート（無記名）実施 ○SCによる教育相談 ○i-check アンケート実施	

7月	○いじめ問題対策委員会の実施 ○須恵町要保護児童連絡協議会 ○学校生活・環境多面調査に関する研修会	○ネットいじめ防止リーフレット 配付	○いじめアンケート（無記名）実査 ○ＳＣによる教育相談	
9月	○いじめ問題対策委員会の実施 ○須恵町要保護児童連絡協議会	○いじめに関する道徳の授業実施 ○２年職場体験 ○性の逸脱行為防止講演会（２年）	○学年会情報交換 ○チェックリストの活用 ○いじめアンケート（無記名）実施 ○ＳＣによる教育相談	
10月	○いじめ問題対策委員会の実施 ○須恵町要保護児童連絡協議会 ○学校生活・環境多面調査に関する研修会	○文化発表会 ○暴力団排除・薬物乱用防止講演 会（全学年・保護者）	○いじめアンケート（記名）実施 ○ＳＣによる教育相談	
11月	○いじめ問題対策委員会の実施 ○須恵町要保護児童連絡協議会 ○いじめ問題に関する研修会（いじめア ンケート結果と対応について）	○教育相談・三者面談 ○ブロックオアシス運動	○ＳＣによる教育相談 ○いじめアンケート（無記名）実施	
12月	○いじめ問題対策委員会の実施 ○須恵町要保護児童連絡協議会	○２年修学旅行	○学年会情報交換 ○いじめアンケート（無記名）実施 ○いじめサイン発見のための家庭用チェッ クリスト実施 ○ＳＣによる教育相談 ○i-checkの実施	
1月	○いじめ問題対策委員会の実施 ○須恵町要保護児童連絡協議会	○１年百人一首大会	○学年会情報交換 ○チェックリストの活用 ○いじめアンケート（無記名）実施 ○ＳＣによる教育相談	
2月	○いじめ問題対策委員会の実施 ○須恵町要保護児童連絡協議会 ○i-checkの活用に関する研修会		○いじめアンケート（無記名）実施 ○ＳＣによる教育相談	
3月	○いじめ問題対策委員会の実施 ○須恵町要保護児童連絡協議会	○小中連絡会	○いじめアンケート（無記名）実施 ○学年会情報交換 ○ＳＣによる教育相談	

5 早期発見・早期対応と報告体制

いじめは早期に発見することが早期解決につながる。そのために、日頃から生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒のささいな変化に気づき、いじめを見逃さないという姿勢を常に持ち続けておくことが必要である。また、生徒に関する様々な情報等を確実に職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。そこで、以下の指導を実践し、いじめの早期発見に努める。

(1) 早期発見のための手だて

① 教師の視点からの早期発見の取組

- ・ 日常の生徒の様相観察
- ・ チェックリスト（別添資料）等を活用した生徒の観察
- ・ 連携校内特別委員会（生徒指導委員会・適応促進委員会）による情報共有と対策等協議
- ・ 自学ノートや自分ログを活用した教育相談の実施
- ・ 家庭訪問の実施

② 生徒の視点からの早期発見の取組

- ・ アンケート「よりよい須恵中学校を目指して」の毎月実施（７・１０月記名、他月無記名方式）
- ・ 学校生活等調査I-checkの実施と結果分析と活用（７月・１２月）

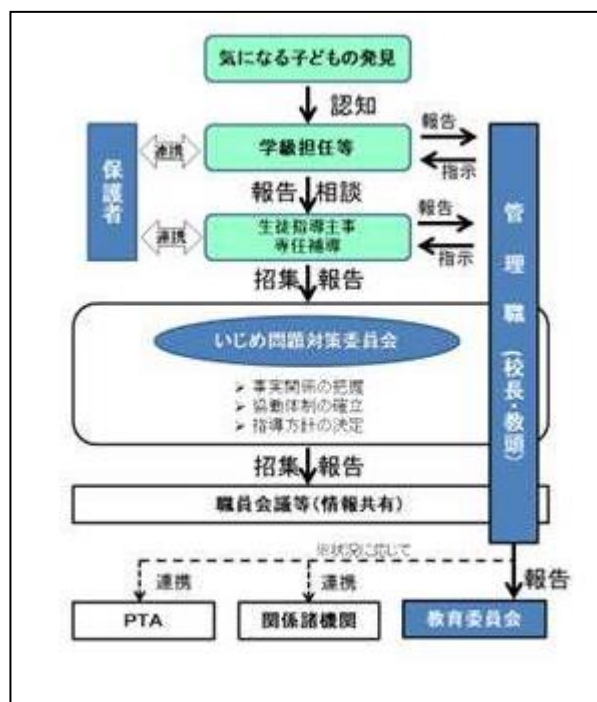
- ③ 保護者の協力（家庭用チェックリスト、保護者面談）
 - ・家庭用リーフレットや家庭用チェックリストの活用
 - ・三者面談の実施
 - ・PTA と連携した研修会の実施

(2) 相談体制の整備

- ① 教育相談の実施
- ② SC による相談機会（毎週木曜日）
- ③ 相談ポストの活用
- ④ いじめ相談窓口の周知

子どもホットライン 24	092-641-9999
須恵町学校教育課	092-687-1594
福岡いのちの電話	092-741-4343

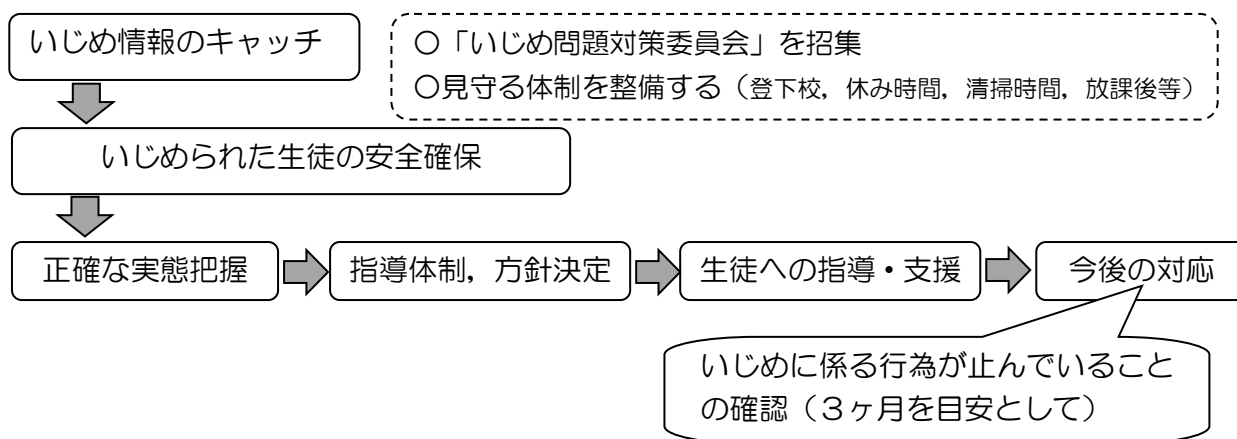
(3) 報告体制



6 いじめへの対応と継続指導

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめの兆候を発見した際には、問題を軽視することなく、早期に適切に対応することが大切である。いじめられている生徒を徹底して守ることを最優先に、迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まずに、組織を中心として対応する。また、いじめの再発防止に向け、継続的に見守る必要がある。いじめ対応に関しては以下の流れで行っていく。



※小学校から中学校にかけての引き継ぎを確実にし、いじめ事案についての職員間の共通理解を図り、継続して生徒の様相観察に努める。

(2) いじめ発見（認知）時の対応

いじめを発見した教職員は、その時その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。それと同時に、すぐに学級担任・学年主任・生徒指導主事（いじめ問題対策委員会）へ連絡する。そして、一人で対応しようとせず、必ずチームで対応する。また、いじめ問題対策委員会を招集し、指導の方針等を委員会で決定し、それに従った指導を行う。指導を進めていく際には、以下の点に留意する。

- いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す。
- 事実確認と情報を共有する。
- ※ 保護者対応は複数の職員〔学年チーフ・学年生徒指導・担任〕で行う。

把握すべき情報例

- ◇誰が誰をいじめているか？……………【加害者と被害者の確認】
- ◇観衆や傍観者の把握……………【いじめの構図の確認】
- ◇いつ、どこで起こったのか？……………【時間と場所の確認】
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？…【内容】
- ◇いじめのきっかけ……………【背景と要因】
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？……………【期間】

生徒の個人情報については取り扱いに十分注意する。

(3) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷する内容をインターネット上やライン・ブログ等の掲示板に書き込んだり、メールを送ったりする方法でいじめを行うものを指す。

インターネットによる危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。また、未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。さらに、早期発見には、メールを見たときの表情の変化、携帯電話の使い方の変化、被害を受けている生徒が発するサインを保護者が見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

(4) 重大事態への対応

① 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

さらに、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

② 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有するSCやSSW等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

7 家庭・地域との連携

いじめ問題は学校だけで解決していくことは困難であり、家庭や地域と協働して解決を図る姿勢が大切である。学校においては、信頼される学校作りの観点に立ち、日ごろからいじめ問題に関する取り組み等の情報を提供し、保護者・地域住民の理解と協力を求めるとともに、各家庭でいじめの早期発見・早期対応のための資料を活用してもらえよう取組が必要である。また、PTA等の組織を活用して保護者や地域住民の情報や意見を聴取し、指導に生かすことが大切である。

- (1) 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県や町、警察と連携し、各種リーフレットの家庭へ配付など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。
- (2) 家庭におけるネット上のいじめへの理解や早期発見の促進のために、家庭用リーフレット等におけるネット上のいじめに関する内容を周知する。

8 教職員の研修

自校の教育目標の達成や教育課題の解決のために、教職員一人一人の指導力向上や専門職としての教育的力量を高めることを目的として校内職員研修を実施する。特に、いじめ問題に関する研修においては、教職員自身の感性や共感性、人権感覚を高めることを目的として実効性のある研修を実施する必要がある。そのため共通課題を持ち、一人一人が考えを出し合い、解決に向けた具体的方策を導きだせるよう、以下の研修を実施する。

(1) いじめの早期発見・早期対応の手引きを活用した研修会

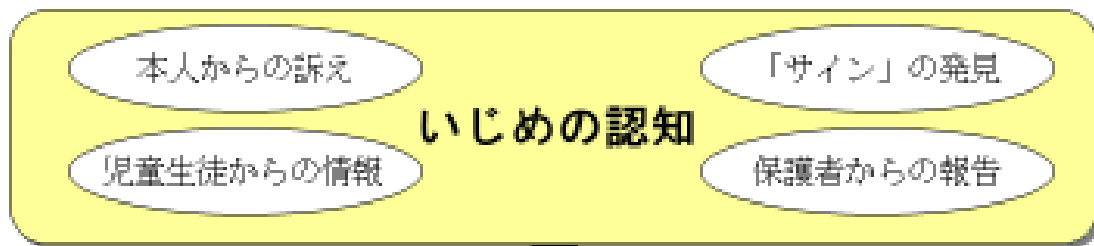
- いじめ問題に関する危機意識を高める。
- いじめの早期発見、早期対応に関する共通理解を図る。

(2) いじめに関する具体事例を活用した研修会

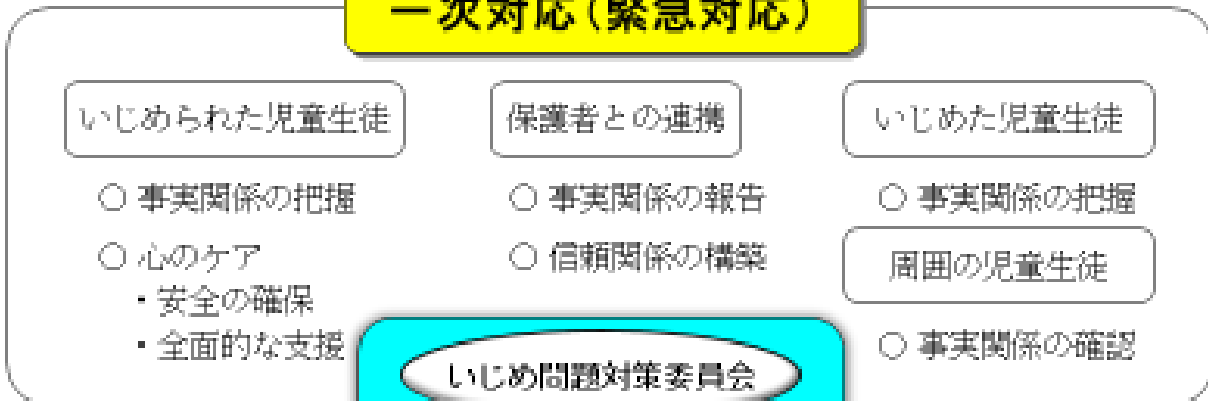
- 解決すべき課題を発見する力を養う。
- 具体的かつ実践的な解決策を作成する。

(3) 教職員自らの言動を見直すチェックポイントの活用

- 観察の観点を理解したり、いじめを見逃さないための感性を豊かにしたりするための自己評価を定期的に実施する。



一次対応（緊急対応）

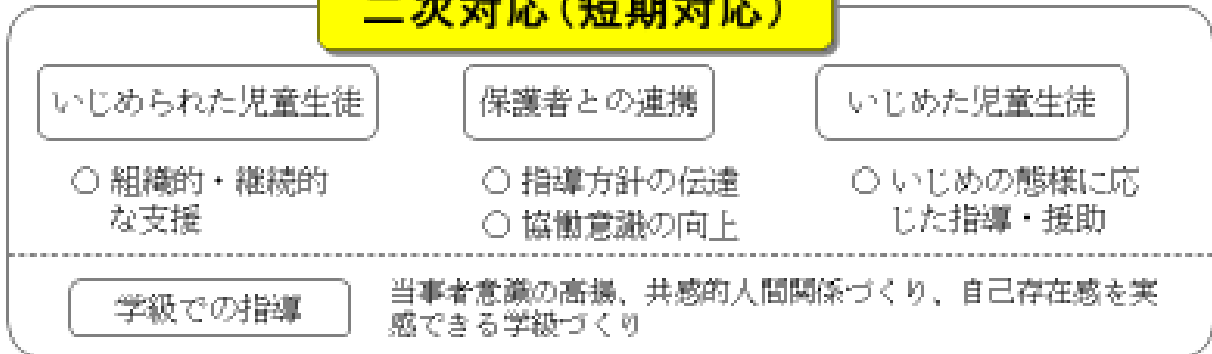


いじめ問題対策委員会
協働体制の確立
指導方針の共通理解

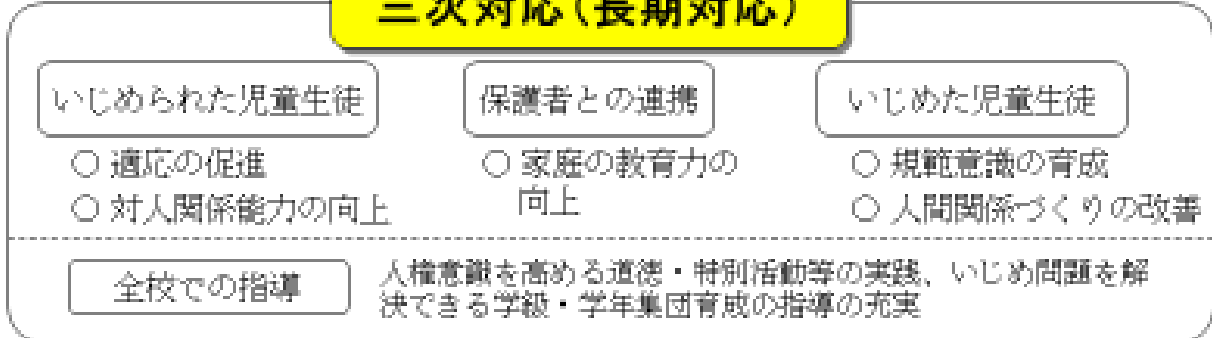
教育委員会への報告

関係機関等との連携

二次対応（短期対応）



三次対応（長期対応）



いじめの未然防止に向けた取組の充実